

3 2 休み方改革の推進について

(公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 労働者が休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進するため、労働時間の削減や年次有給休暇取得の促進に向けた中小企業等への支援を一層充実すること。
- (2) 中小企業等における「休み方改革」を推進するためには、大企業・親事業者との取引適正化が不可欠であることから、『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』で掲げた所要の措置を着実に実施すること。
- (3) 観光需要平準化のため、平日や閑散期の旅行需要喚起などの取組を推進するとともに、ワーケーションやブレジャーといった「新たな旅のスタイル」が広がるよう国としてより積極的に取り組むこと。
- (4) 地方公共団体が、地域の実情等に応じて、閉庁日（休日）及び開庁日を設定できるよう制度を整えること。
- (5) 「体験的学習活動等休業日」の普及、家族の休暇に合わせこどもが平日に休むことができる環境整備に取り組むこと。

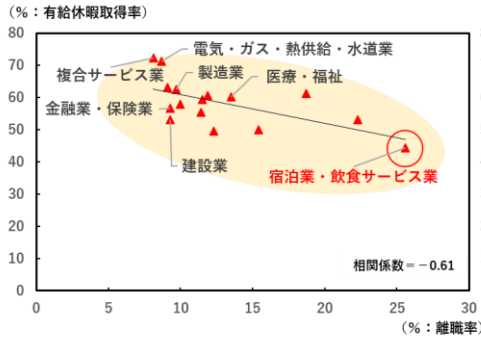
(背景)

- 従業員の休暇満足度の向上は、生産性や従業員の定着率の向上に寄与するものである。一方、日本には、祝休日は多くあるものの、国民が一斉に休みを取るため、質の高い休暇を楽しむことができない状況にある。
- また、日本の産業、特にサービス産業は、繁閑差が大きいことから、人員等の最適化が図りにくく、欧米に比べて生産性が低くなっている。
- 土日祝日などの特定の日国民が一斉に休むのではなく、企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境の整備や、平均取得率6割程度に止まる有給休暇の取得率の向上を図っていくことが重要である。
- さらに、学校は祝休日が休みであるが、保護者が祝休日に仕事をしていることも多く、家族と一緒に過ごす時間を取りづらいという課題があり、こどもの休みを契機に家族と一緒に休める、家族の休みに合わせてこどもが学習活動ができる仕組みづくりが必要である。
- 本県は自動車産業を中心に製造業が集積しているが、それらの現場では祝休日を平日に振り替える取組が行われており、例としてトヨタカレンダーがある。また、コロナ禍を経て民間企業では多様な働き方が急速に進んでいる中、地方公共団体は、地方自治法の規定によって、土日、祝日、年末年始が休日（閉庁日）、これら以外が開庁日とされている。
- 全国知事会においても、上記の課題認識のもと、本県知事がリーダーを務める、休み方改革プロジェクトチームにおいて議論している。

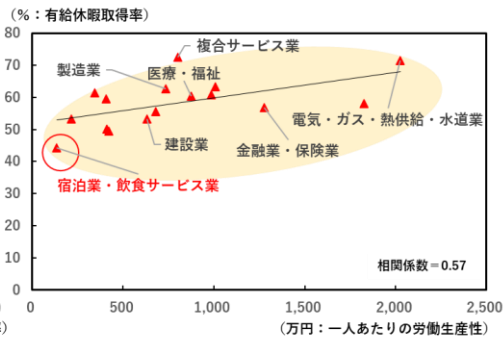
(参考)

◇有給休暇取得率と労働生産性の関係

産業別の有給休暇取得率と離職率の関係 (2021年)



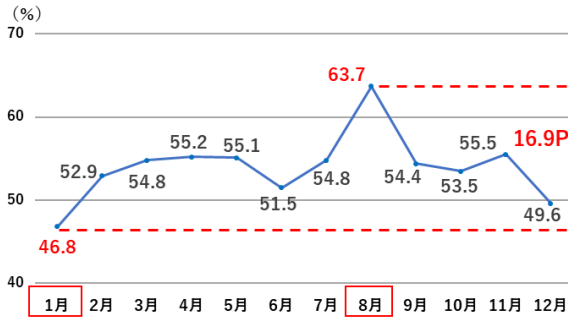
産業別の有給休暇取得率と労働生産性の関係 (2021年)



厚生労働省「労働市場分析レポート第86号 休暇取得等の影響について」を参考に、総務省「令和3年 経済センサス活動調査 (速報集計)」、厚生労働省「雇用動向調査」、「就労条件総合調査」から愛知県作成
 ※「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。
 ※「離職率」は、常用労働者数に対する離職者数の割合をいう。
 ※「労働生産性」は、純付加価値額(売上高-費用総額+給与総額+租税公課)を従業員数で除したものである。なお、純付加価値額は2020年の額である。

◇観光需要の集中

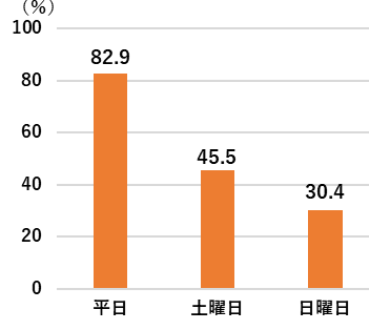
観光目的客50%以上の宿における客室稼働率 (2019年)



観光庁「宿泊旅行統計調査」平成31年1月～令和元年12月分(年の確定値)をもとに愛知県作成

◇土日に仕事をしている人の割合

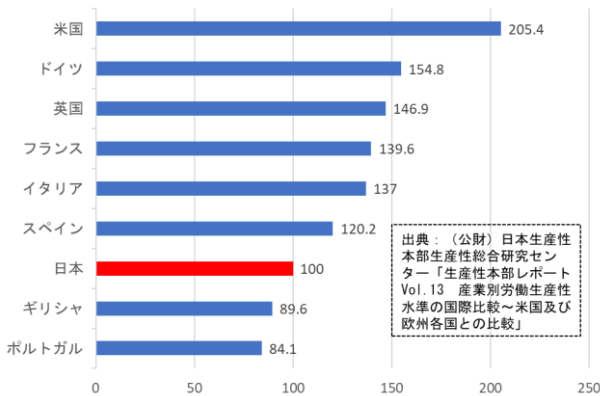
有業者のうち、平日・土日に働いている人の割合 (2021年)



出典：総務省「令和3年社会生活基本調査」

◇サービス産業の労働生産性

欧米とのサービス産業の労働生産性比較 (2017年)



出典：(公財)日本生産性本部生産性総合研究センター「生産性本部レポート Vol.13 産業別労働生産性水準の国際比較～米国及び欧州各国との比較」

◇地方自治法

第4条の2 地方公共団体の休日は、条例で定める。
 2 前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。
 一 日曜日及び土曜日
 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 三 年末又は年始における日で条例で定めるもの
 3 前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第1項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

◇愛知県の取組

- ① あいちウィーク (毎年 11/21～27) における各種イベントの開催と公の施設の使用料減免
- ② 中小企業を対象とした休み方改革マイスター企業認定制度の創設
- ③ 「県民の日学校ホリデー」「ラーケーション※の日」の創設・導入準備
- ④ 混雑を回避した旅行を促すキャンペーン、県民向けバスツアーの実施
- ⑤ 行政・経済界・労働界・教育界が一体となった「休み方改革」の機運醸成

※「ラーニング (learning) (学習) と「バケーション (vacation) (休暇) を組み合わせた造語